

エアコンクリーニングでトラブル

事例

ウェブサイトで見つけた事業者にエアコンをクリーニングしてもらったが、エアコンが故障した。修理を求めたが、製造後10年以上の古いエアコンは補償の対象外なので修理はできないと言われた。
納得できない。（70才代、男性）



アドバイス

● チェックポイント ●

- 複数社から見積りをとり、作業内容や料金を確認した上でサービスを依頼しましょう。
- 故障や破損等があった場合の補償などについては、事前に十分確認しましょう。（古いエアコンは補償がないことが多い）
- 自動掃除機能付きエアコンは追加料金が必要になることが多いので確認しましょう。
- 訪問販売で契約した場合はクーリング・オフができます。



おかしいと思ったら最寄りの消費生活センターにすぐ相談!!

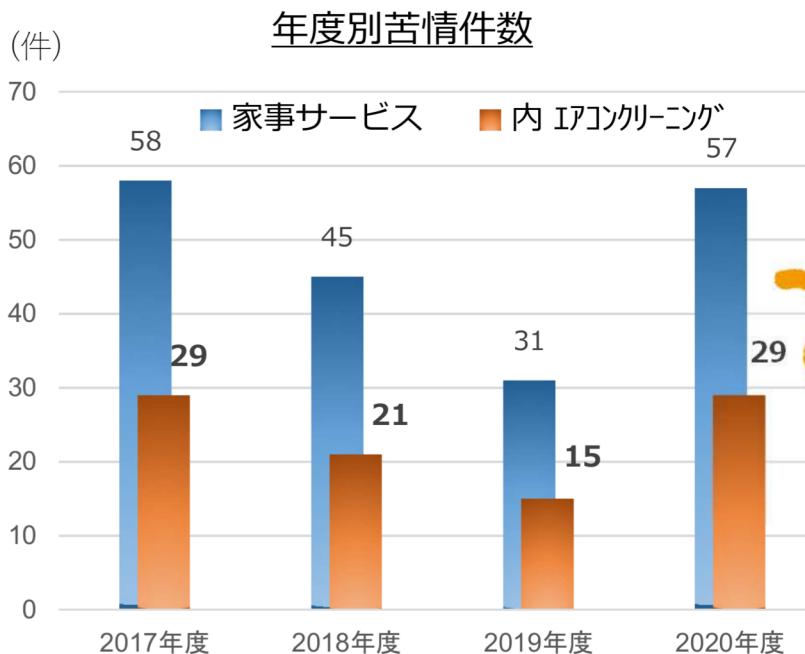


兵庫県立消費生活総合センター

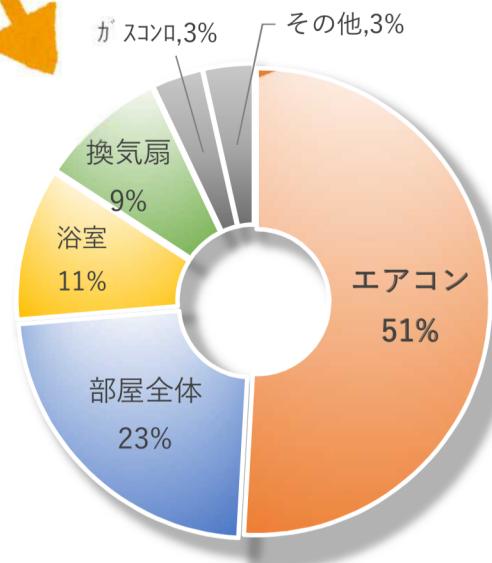
〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

TEL: 078-303-0999 【消費生活相談】

【「家事サービス」中のエアコンクリーニング】相談データ（兵庫県内）】



家事サービスの内訳
(2020年度)



【ハウスクリーニング関連の苦情事例】

事例① チラシより高額だったエアコンクリーニング

エアコン掃除 6千円の投げ込みチラシを見て電話。見積りをしたところ 6千円は室内機のみで、室外機とカビ防止コーティングは別料金と言われた。チラシではわからなかった。

事例② 冷えなくなったエアコン

購入後 7年目のエアコンをクリーニングしてもらったが、18°Cの設定にしてもあまり冷えないうえ、カビのような臭いもする。事業者に電話をしても留守番電話のみで連絡がつかない。

事例③ 次々と契約した換気扇クリーニング

3年前に高齢の母親宅の換気扇フィルター清掃を約1万円でしていた事業者が、昨年は2万5千円、今回は5万円と高額になっている。母親は収入が少なく、支払うことができなくなつたため、今回の契約がわかった。

事例④ 浴室クリーニング後、屋根工事の勧誘

知人の一人暮らしの高齢者が、浴室クリーニングを電話で勧誘され契約。清掃作業の後、屋根の無料点検をしてくれたが、瓦が傷んでいるので全面葺き替え工事が必要とすすめられている。